平成２５年（フ）第２０１号
兵庫県伊丹市中央５丁目１番18―307号
債務者　石山眞由美
1　決定年月日時　平成25年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第８１号
佐賀県西松浦郡有田町南原甲490番地10
債務者　松永　浩司
1　決定年月日時　平成25年10月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第１２３号
佐賀県嬉野市塩田町大字久間甲2877番地１
債務者　力武　智春
1　決定年月日時　平成25年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第６２号
熊本県玉名市岱明町浜田137番地２
債務者　前田　家康
1　決定年月日時　平成25年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２５年（フ）第６３号
熊本県玉名市岱明町浜田137番地２
債務者　前田いづみ
1　決定年月日時　平成25年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２５年（フ）第１５９４号
名古屋市中川区戸田５丁目1404番地　ラトゥール101号、従前の住所名古屋市中川区水里３丁目８番地
債務者　宮部　昌明
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１６８０号
愛知県常滑市北条２丁目８番地　県営北条住宅１―402
債務者　よりみちこと　谷川　文司
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５９９号
福岡県遠賀郡岡垣町海老津駅前10番16―906号　グリーンハイツ
債務者　大竹　広江
1　決定年月日時　平成25年10月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第２０８号
青森市大字筒井字八ツ橋120番地１
債務者　松谷　和久
1　決定年月日時　平成25年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第５９５号
北九州市小倉南区津田新町１丁目３番20号
債務者　松村　一秀
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１９２号
青森市旭町１丁目４番９号　パンションひやま２階６号
債務者　神　　章正
1　決定年月日時　平成25年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１２９１号
名古屋市東区代官町15番３号　グランカーサ代官町３Ｃ号、従前の住所名古屋市北区丸新町272番地
債務者　水谷　美春
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１１８号
青森県八戸市大字沢里字休場８番地１　セジュール沢里Ⅱ103号室
債務者　北爪　正孝
1　決定年月日時　平成25年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２５年（フ）第１２８号
青森県三戸郡南部町大字杉沢字あけぼの13番地97
債務者　山田　武男
1　決定年月日時　平成25年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２５年（フ）第１７７７号
愛知県小牧市久保一色南２丁目253番地２
債務者　武内　智美
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１７０５号
愛知県春日井市藤山台３丁目１番地７　302号棟405号室
債務者　池戸　季子
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４６０号
川崎市川崎区堀之内町１番地10
債務者　中西　律子
1　決定年月日時　平成25年10月10日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月10日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係